

出雲市子ども・子育て会議の部会の設置について（案）

出雲市子ども・子育て会議の調査・審議事項は、幼児期の学校教育・保育、放課後児童、要保護児童対策・虐待防止、社会環境づくり、教育環境づくり、ひとり親家庭、母子保健、発達支援等、多岐にわたっています。

特に、「幼稚園・保育所の課題」、「児童虐待防止対策等の社会養護の課題」及び「就学前の発達障がい等の課題」への対応については、専門的に調査・審議する必要があることから、出雲市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、次のとおり3つの部会を設置します。

設置する部会

部会名	調査・審議が必要な事項	具体的内容
幼稚園・保育所課題等検討部会	幼児教育・保育に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の学校教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び時期 ・利用者負担のあり方 など
社会養護検討部会	地域子ども・子育て支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業（小学校入学前児童を主な対象とするもの）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び時期 ・児童虐待防止対策の推進 ・ひとり親家庭の自立促進 ・養育支援が必要な家庭への支援体制 など
発達支援検討部会	就学前児童の発達障がい等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・早期からの発達支援の仕組みづくり ・地域への啓発 など

<参考>出雲市子ども・子育て会議条例

（部会）

- 第7条 子育て会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会は、子育て会議の委員又は専門委員のうちから会長が指名する者をもって組織し、部会の名称は会長が定める。
 - 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を子育て会議に報告しなければならない。